

## 隅田川著名橋等ツアーの基本協定

東京都（以下「甲」という。）と、公益財団法人東京都道路整備保全公社（以下「乙」という。）と、東京都建設防災ボランティア協会（以下「丙」という。）とは、橋梁事業や橋梁技術等の普及、紹介、継承等に資するための事業として実施する、船による一般向けの「隅田川著名橋等ツアー」（以下、「本ツアー」という。）に関する基本的事項について、次のとおり協定（以下、「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲、乙及び丙が相互に協力して、本ツアーの安全かつ円滑な推進を図るための基本的事項について定めることを目的とする。

（業務の範囲）

第2条 業務の対象となる施設の範囲は、別途、甲、乙及び丙が協定等で定めるものとする。

（事業の分担及び内容）

第3条 甲、乙及び丙の事業の分担は、次のとおりとする。

(1) 甲の事業分担

- ア 本ツアーの説明場所として、「かちどき 橋の資料館」の提供
- イ 乙及び丙が実施する本ツアーの宣伝への協力

(2) 乙の事業分担

安全かつ良好な本ツアーの実施及び宣伝

(3) 丙の事業分担

乙が実施する本ツアーの支援及び協力

（協定の有効期限）

第4条 本協定の有効期限は、勝鬨橋の長寿命化工事が完了し、勝鬨橋橋脚内見学ツアーが再開するまでの期間とする。

（協定等）

第5条 本ツアーの実施業務の施行に当たっては、業務分担の内容、経費の負担等について、甲、乙及び丙で協議の上、別途、協定等を締結して定めるものとする。

（その他）

第6条 本協定に定めのない事項または解釈に疑義を生じたときは、その都度甲、乙及び丙が協議して定めるものとする。

以上、協定締結の証として本書を3通作成し、甲、乙及び丙記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

平成30年3月30日

甲 （住所略）

東京都建設局長

西 倉 鉄 也

乙 （住所略）

公益財団法人東京都道路整備保全公社

代 表 理 事

東 了 一

（常務理事）

丙

東京都建設防災ボランティア協会

会 長

杉 浦 浩

## 隅田川著名橋等ツアー事業に関する平成 30 年度協定書

東京都（以下「甲」という。）と、公益財団法人東京都道路整備保全公社（以下「乙」という。）と、東京都建設防災ボランティア協会（以下「丙」という。）とは、船による一般向けの「隅田川著名橋等ツアー」に関する基本的事項について、平成 30 年 3 月 30 日付で締結した「隅田川著名橋等ツアーの基本協定」（以下「基本協定」という。）に基づき、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第 1 条 この協定は、甲、乙及び丙が協力して、隅田川著名橋等ツアーの安全かつ円滑な推進を図るための基本的事項について定めることを目的とする。

（事業内容）

第 2 条 隅田川著名橋等ツアー実施に際しての事業内容の詳細については、甲、乙及び丙協議の上、別途実施細目等で定める。

（経費負担）

第 3 条 甲、乙及び丙は、基本協定第 3 条 に係る具体的な業務分担に基づく経費について、各々が負担する。

（責任分担）

第 4 条 甲は、隅田川著名橋等ツアー実施のために使用する「かちどき 橋の資料館」の適切な維持管理を行う。  
2 乙は、隅田川著名橋等ツアー実施者として参加者の事故等に備えるため、行事保険に加入する。  
3 丙は、隅田川著名橋等ツアーの実施に伴い、ボランティア活動保険に加入する。

（協定の有効期間）

第 5 条 協定の有効期間は、平成 30 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日までとする。  
2 勝鬨橋の長寿命化工事が平成 30 年度内に完了するときは、別途、甲、乙及び丙で協議する。

（その他）

第 6 条 この協定の各条項の解釈について疑義を生じたとき、内容を変更する必要があると認めるとき、又はこの協定に定めのない事項については、甲、乙及び丙が協議のうえ定めるものとする。

この協定の締結の証として本書を 3 通作成し、甲、乙及び丙記名押印の上、各自 1 通を保有する。

平成 30 年 4 月 17 日

甲 東京都新宿区西新宿二丁目 8 番 1 号

東京都建設局長 西 倉 鉄 也

乙 東京都新宿区西新宿二丁目 7 番 1 号

公益財団法人東京都道路整備保全公社 代 表 理 事 東 了 一  
(常務理事)

丙 東京都建設防災ボランティア協会

会 長 杉 浦 浩

## 隅田川著名橋等ツアー事業に関する実施細目

東京都を甲（以下「甲」という。）とし、財団法人東京都道路整備保全公社を乙（以下「乙」という。）とし、東京都建設防災ボランティア協会を丙（以下「丙」という。）とし、甲、乙及び丙間において、平成30年4月17日付で締結した「隅田川著名橋等ツアー事業に関する平成30年度協定書」第2条に基づき、隅田川著名橋等ツアー事業（以下「事業」という。）に関して、次の条項により実施細目を締結する。

（事業の開始日）

第1条 事業は、平成30年4月1日から開始するものとする。

（事業のルート）

第2条 事業は、甲、乙及び丙協議の上、別途定める「案内・説明マニュアル」のとおり、1回2時間30分程度で実施するものとする。

（事業の実施日及び時間）

第3条 事業の実施は、毎月第4木曜日（祝祭日を除く）とし、時間は12：00～実施するものとする。

（事業の参加者募集等）

第4条 事業参加者は、事前の往復はがきによる予約とし、応募者多数の場合は、抽選とする。

2 事業の参加者は、一回当たり15名程度として募集するものとする。

3 事業は乙のホームページ等で広く募集するものとする。なお、詳細については、甲及び乙協議のうえ定めるものとする。

（事業の事務分担）

第5条 甲、乙及び丙の事業の分担は、別途締結した基本協定のとおりとするが、事務分担の詳細については、次のとおりとする。

（1）甲の事務分担

「かちどき 橋の資料館」の施設提供及び適切な維持管理

（2）乙の事務分担

ア 「案内・説明マニュアル」の作成

イ 積極的な参加者の募集

ウ 事業に必要となる被服・消耗品・備品の整備

エ 丙への交通費及び被服相当分の助成

オ 参加者を対象とする保険の加入

カ 参加者の予約受付、参加者名簿の作成

- キ 参加者予約状況及び事業実施状況の甲、丙への連絡
- ク 予約状況及び事業実施の丙への確認連絡
- ケ 事業実施日の参加者受付、案内、装具準備、装具装着補助

(3) 丙の事務分担

- ア 「案内・説明マニュアル」の作成（補助）
- イ 乙が実施する参加者の募集への協力（補助）
- ウ ボランティア保険の加入
- エ 事業実施予定表の事前編成及び乙への提出
- オ 参加者の安全に配慮した案内・説明
- カ 参加者名簿の確認及び乙への連絡

(事業の状況報告)

第6条 甲、乙及び丙は、事業の実施状況等について、必要に応じて、相互に報告を求めることができるものとする。

(事業の変更)

第7条 事業に関する実施細目に変更が生じる場合は、あらかじめ甲、乙及び丙協議の上、処理するものとする。

(苦情等の処理)

第8条 事業の実施に伴う第三者からの苦情等については、甲、乙及び丙協議の上、処理するものとする。

(その他)

第9条 この実施細目の各条項の解釈について疑義を生じたとき、又はこの実施細目に定めのない事項については、甲、乙及び丙協議の上、定めるものとする。

この協定の締結の証として本書を3通作成し、甲、乙及び丙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成30年4月17日

甲 東京都新宿区西新宿二丁目8番1号

東京都建設局長 西倉鉄也

乙 東京都新宿区西新宿二丁目7番1号

公益財団法人東京都道路整備保全公社 代表理事 東了一  
(常務理事)

丙 東京都建設防災ボランティア協会

会長 杉浦浩

## 隅田川著名橋等ツアー支援者一覧表

班編成及び氏名			班編成及び氏名			班編成及び氏名		
第1グループ	1班	森田幹男	第2グループ	5班	小山幸也	第3	9班	本間 弘
		新井敏男			倭文佐一			新井敏男
		林 幹生			野村孝雄			内山一夫
		瀧澤 勝			浅田光昭	望月 裕		
		荒井一朗			須藤功次	久保田元久		
	2班	中田勝司		6班	輿水昭秀	第4グループ	10班	佐藤清美
		吉田安輝			藤野文隆			矢野末義
		藤井賢介			横井純夫			鈴木秀一
		古川公毅			林健一郎			高橋紀男
		佐野正生			湯本 勝			橋本栄良
	3班	川合康文		7班	伊藤政行		11班	丸山勝彦
		加藤基雄			黒淵弘二			篠原憲一
		石坂弘司			堀 中 逸			高尾弘幸
		加藤昌宏			岩井壮三			堀内康彦
		柿塚 至			野村 隆			長島修一
第2	4班	小柴昌幸	8班	高木省三	12班	藤田 進		
		丸岡敏夫		小林和雄		船山吉久		
		小山完治		林 幹生		池田 繁敏		
		堀中 逸		若尾啓介		中込孝仁		
		井上幸夫		古川俊明		杉浦 浩		

※勝鬨橋ミニツアーの現行支援体制による班をもとに1回あたり3班ずつの方々から6名の参加を標準とする。（勝鬨橋ミニツアー復活後もこの班体制で活動する予定です。）

※ツアー参加者を3班（5人/班）に分け、それぞれに案内者が2名付くことにする。

※2週間前に道路整備保全公社から参加の有無を問い合わせます。

※役割分担については案内参加者により調整する。